

会議録

会 議：令和7年度羽曳野市立人権文化センター運営審議会

日 時：令和8(2026)年2月3日(火) 午前10時00分～

場 所：羽曳野市立人権文化センター

出席者：（羽曳野市立人権文化センター運営審議会委員）

●：会長、副会長、他委員4名
（羽曳野市）

➡：羽曳野市長、他事務局4名

《内容》

1. 開会
2. 羽曳野市長挨拶
3. 委員紹介（事務局職員紹介）
4. 正副会長選出
5. 正副会長挨拶
6. 羽曳野市立人権文化センター事業報告及び貸館について
7. 閉会

《内容6》について

●会長

それでは、会議第6号について、事務局より説明よろしくお願ひします。

➡事務局

はい。それでは、会長の方より第6号についての説明を求められましたので、事務局より順を追って説明の方をさせていただきます。

資料については、三枚綴りとなっている羽曳野市立人権文化センター令和7年度事業及び令和8年度事業（案）についての資料を皆様ご覧ください。

地域交流促進事業についてご説明申し上げます。地域交流促進事業は、平日の昼間は貸館の可能性があるので、主に夜間及び土曜日開催を中心として実施をしてまいりました。

令和7年度事業といたしましては、メダカを楽しむ講座（親子編）、親子編ということで1回、8月2日土曜日に開催しております。

次に、ビューティートライアル講座ということで、この年度内に3回、開催日といたしまして、8月28日木曜日19時夜、12月6日土曜日10時より、3月14日土曜日10時より開催の方をさせていただきます。

次に、夜ヨガ教室につきましては、10月から月2回、合計12回開催の方

させていただいているところがございます。開催日としまして10月3日金曜日19時より、10月24日金曜日19時より、11月7日金曜日19時より、11月21日金曜日19時より、12月5日金曜日19時より、12月19日金曜日19時より、1月9日金曜日19時より、1月23日金曜日19時より、2月6日金曜日19時予定、2月20日金曜日19時予定、3月6日金曜日19時からの予定、3月13日金曜日19時からの予定となっております。

次に、人権文化センター令和8年度事業予定を報告させていただきます。

令和7年度につきましてははすべて無料で、地域交流促進事業ということでやらせていただきましたが、令和8年度からは黒丸のついている部分を有料化する予定でございます。

ただし、メダカを楽しむ講座、親子で楽しむべきものの参加については、無料とさせていただきたいというふうに現在検討させていただいております。

日程については、講師との調整などがございますので、現在決まっております。先にご報告を申し上げます。

有料としまして、メダカを楽しむ講座（大人編）、

無料としまして、メダカを楽しむ講座（親子編）、

これにつきましては、夏休み期間中の開催を計画しております。

次に有料としまして、アートバルーン講座（大人編）、

次に無料としまして、アートバルーン講座（親子編）、

これも夏休み期間中に行いたいと考えております。

次に有料といたしまして、ビューティートライアル講座、年6回予定、1回500円。

夜ヨガ講座、年24回予定、ひと月500円。

その他、有料といたしまして調理室を活用した講座を検討しております。例として「味噌づくり」そういったものについても、結構最近人気があるということで、開催をしていきたいというふうに、現在検討させていただいております。

地域交流促進事業につきましては、以上でございます。

●会長

今、説明のほう終わりましたが、何かご意見ありますでしょうか。はいどうぞ。

●委員

それぞれその申し込みとか、参加されてる人数は。

➡事務局

はい。令和7年度事業につきましてはの参加者数についてということで、

ご報告申し上げます。

メダカを楽しむ講座といたしましては、15組、
ビューティートライアル講座につきましては、3回 30名。
夜ヨガ教室については、12回 180名でございます。以上です。

●会長

はい。よろしいでしょうか。どうぞ。

●委員

味噌づくりの関係ですが、以前も人権文化センター主催で味噌づくりをしていたのですが、会場が狭いということで、青少年児童センターの調理室を借りてやっていました。ミキサーでねったりとか、色々と場所をとります。旧人権文化センターの調理室よりも今回の調理室の方が狭いですが、この人権文化センターでされるのでしょうか。

→事務局

はい。よろしいでしょうか。場所についてのご質問ということで承っております。場所につきましては、今現在羽曳野市内でも、特にまず恵我之荘集会所を中心に、数名で味噌作りを婦人団体協議会が有志でやられているということで、ちょっと僕の方も年末見学に行ってきました。その時に場所ですが、そんなに無茶苦茶人数を募集することは、場所の関係からもできないですが、そのときに使っていた、例えば味噌の大豆を砕く機械が必要ですが、そういうのをすべて無償でお貸しただけということ。その後については、混ぜるだけとか、どういった風に混ぜるとかそういったところはあるんですけども、会議室であれば、人数的に10人から15人ぐらいであれば大丈夫というような判断をさせていただきました。それと、豆についても混ぜる必要があり、結構場所をとっていたというのがございますけども、ちょっと調べさせていただきましたら、既に茹でたものを、当日の朝届けていただけるというようなサービスもやっておられる業者様の方が、2ヶ所、聞いておりますので、そういったものであれば、場所をそんなに取らなくてできるのではないかと。それと混ぜたりするのに結構大きな器を持ってきてやるので、場所が狭いとできないとご心配いただいているものと思いますが、そういった部分の問題も結構クリアできるようになってきましたので、今回、やってみてはどうかということから、予定をしているところでございます。以上でございます。

●委員

結構好評ですしね。人数制限さえされたら、いけるかなと思います。2サイクルとか3サイクルやることもできますので。リピーターが結構出てきますので、毎年していったら良いと思います。

結構、他の事業に参加している方々が、またやってよと言う様な。一番

好評だったんですよ。人権文化センター職員がずっと担当やったから、よく知っていますよ。

➡事務局

以上でございます。

●会長

はい。それでは前向きに検討していただいて実施していただくということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。次に総合相談事業について、事務局から説明よろしくお願ひします。

➡事務局

はい。事務局より総合相談事業について、ご説明させていただきます。総合相談事業につきましては、今、国・府においても力を入れている事業でありまして、羽曳野市の方でも進めており、令和7年度からもう始まっているんですけども。重層的支援体制整備事業、これに繋がるものです。また、羽曳野市の重層的支援体制整備事業の中にも、この人権文化センターの役割が明記されているところでございます。

総合相談事業につきましては、福祉、健康、住宅、教育保育、就職、就労、人権、その他ということで、ほぼすべての相談内容について網羅している総合相談でございます。

件数といたしまして、令和元年度には、年間ですけども、1001件。令和2年度1010件。令和3年度986件、令和4年度1095件。令和5年度1014件。令和6年度829件となっております。

令和8年度につきましても、職員のスキルアップのため、大阪府、大阪府人権協会、大阪府人権福祉施設連絡協議会などが行う研修などを受講いたしまして、総合相談事業の充実に向け継続して参りたいと考えております。総合相談事業については、説明は以上とさせていただきます。

●会長

今の説明につきまして、ご質問等ご意見ございますでしょうか。

無いようですので、次にこの館の事業、使用状況とかにつきまして、館長の方からよろしくお願ひしたいと思ひます。

➡事務局

それでは次に、この令和7年度、5月17日より開館いたしましたこの新しい人権文化センターになりまして、特に有料となったことが一番の違いかと思ひますので、その部分につきまして、ご説明の方させていただきます。令和7年5月17日土曜日より、多目的室1、多目的室2、会議室、調理室を有料で貸し出しています。

ただし、使用料については減免規定の方をさせていただきます。本日配付させていただきます羽曳野市立人権文化センター条例及び条例施行規則をご覧ください。センター条例第5条、使用料の額。条

例別表、同じく使用料の額。

条例第6条、使用料の減免について、施行規則第7条、同じく使用料の減免について掲載させていただいております。

次に、使用状況につきましてご報告申し上げます。令和7年5月17日土曜日から令和7年12月27日土曜日までの利用数及び利用申請数についてご報告申し上げます。利用申請件数172件。利用者数2880人。次に部屋ごとの利用率ですけれども、こちらの部屋になります多目的室1が18.5%。次に、続きのこちらの部屋になります多目的室2が10.9%。その隣にございます会議室が20.5%。次に、調理室が2.6%となっております。

この172件の申請件数のうち、29件が有料の件数となっており、合計金額につきましては、5万2800円となっております。説明は以上となります。

●会長

はい。今の説明等につきまして、ご意見等ありましたらよろしくお願ひしたいと思います。

●委員

すいません。利用数・利用者数のところで、ちょっと質問ですが、市内の小中学生が、フィールドワークの際に、ここに寄ったりしながら、ここで説明されたりしていると思いますが、その件数もここに入っていますか。

➡事務局

入っております。

●委員

参考に、例えば市外の教職員であったり、市外の教育関係者のフィールドワークの中で使っているのも、この中に入っていますか？

➡事務局

はい。入っています。

●委員

大体どれぐらい入っていますか？

➡事務局

市外の方も昨年と比べるとかなりご来場いただいておりますが、やはり羽曳野市内につきましては、全ての小中学校が、フィールドワークということでこちらに来られておりますので、羽曳野市内と比べると大分少なくなっています。ただ例年藤井寺市であるとか、あと太子町であるとか必ずこの学年になったら、ここで体験する、学習するということを決められてる学校もございますので、その部分も入れましても、やはり数で言うと、羽曳野市の方の数がかなり多い、小中学校の数も多いですか

ら、やはり差がかなり着くのかなと思います。

●委員

参考までに、市外であっても無料で利用させてますか。

→事務局

はい。それにつきましては、地域団体が当然公益な事業であるということで、条例の第7条第5項を適用いたしまして、使用料無料でご利用の方いただいているところです。

●委員

はい。啓発事業という名目で入るかなと。

●委員

よろしいですか。まだ建ってからそんなにありませんので、事務局サイドとして、今の利用状況に関しては、予想より多いのか少ないのか、そのイメージだけでも結構なんです。

→事務局

はい、わかりました。イメージとしましては、結構多かったと思っております。

特に、申請とかに、どういうふうに答えていいかなっていうところもありますが、申請時に、有料の際や無料でもそうですけども。特に有料の方々からお話させていただくと、その時に言われるのが、有料でこれだけの施設使わせてもらえるのはありがたい。今までならこちらの施設を使わせてもらえると思ってなかったということから、企業の研修会場、最近でしたら、堺羽曳野線沿いのところに新たにマクドナルドが出来ますので、そこの従業員の研修ということで、土曜日3週連続で今現在、使っていただいている。近場でどこでしょうかと尋ねるところにこういった施設があって助かってますということで、現在ご利用いただいています。またこの周辺、結構老人ホームや特別養護老人ホーム等の施設が多いんですけども、中々その職員研修の場が無かったところが、このぐらいの金額で使わせていただける。また、プロジェクターとかスクリーンとかも無料で貸していただけることは、職員の教育をするうえで非常にありがたいと聞いております。そういったことに結構使っていただいている、その部分が伸びてきてますので、ありがたいなと感じているところでございます。以上でございます。

●委員

はい、ありがとうございます。

●会長

はい。それではどうぞ。

●委員

すいません。以前ね。協議したことですが、使用料に関しては何かご意

見がありますか？高いとか安いとか。

➡事務局

はい。使用料につきましては、この金額で、例えば、机も椅子も無料で貸し出している。先ほども言いましたけど、テレビもございます。HDMI 繋げればパソコンがそのまま直接映せる。プロジェクタースクリーンも無料で貸し出している。この広さ、この半分でも3時間で900円。1時間大体300円の計算をさせていただいていますが、特に夏場でしたら、エアコンなども結構効いて涼しく学習して頂いていることから、苦情等はございません。

金額について定めるにあたり、皆様方にもご意見なども頂いておりますが、適正価格であるというふうに考えております。以上です。

●委員

地元ですけど、部落解放同盟の会議だとか、この間の旗開きも全部有料で料金を支払ってまして、旗開きのときも、各業種の皆様方が多くて、支部員が入るスペースが少なくなって、会場が狭いですからね。だから支部員に人数制限しましてね、来賓の方たちが、ちゃんと入っていただくようになりましたね。地元としてはちょっと場所が狭いんですね。支部員が全部集まることになれば、体育館でやらないといけない状態になってしまう現状ですけども。けどもやはり、人権文化センターは、私たちの砦であるということで、ここでしっかりと頑張って、料金払いながら活動させていただいております。

●会長

ここは、ご質問等ありませんか。それでは無いようでしたら、この6号議案は、終了させていただきます。

今、館長の方からも話がありましたように、この人権文化センターが、地元地域のみならず、他の地域からも、非常に期待されている、興味関心を持っていただいているような感じも受けます。私ども共々よろしくお願ひしたいと思ひます。以上をもちまして、予定しておりました案件は、すべて終了をいたしました。委員の皆様にご説明、ご協力いただき本当に感謝しております。それでは事務局の方にバトンタッチいたします。よろしくお願ひします。

➡事務局

はい。会長ありがとうございました。

次回ですけれども、次回は令和8年度の開催となります。令和7年度につきましては、令和7年5月17日土曜日に羽曳野市立人権文化センターが新築移転いたしまして、貸館事業などのデータを収集する必要があったため、2月開催とさせていただきましたが、令和8年度につきましては

は、委員の皆様からいただきました意見なども、予算の方にも反映していきたい。そう考えていることから、8月下旬から9月初旬を予定しております。会長とも協議し、日程の方を決定させていただきまして、委員の皆様を開催通知を送付させていただきたいと考えております。その際には、ご出席の方よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和7年度、羽曳野市立人権文化センター運営審議会を終了いたします。

本日は、ご多用の中貴重なお時間をいただきまして誠にありがとうございました。本日いただきましたご意見を参考にさせていただき、人権文化センターが市民の皆様方にとってより良い、親しみやすい、そんな施設になるよう事業を進めて参ります。委員の皆様方におかれましては、今後ともにご指導賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

本日はありがとうございました。